

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため教職員・学生に対して以下の方針を周知します。

なお、本方針はまだ大まかな点があるため、今後変更もあり得ることをご承知おき下さい。

令和2（2020）年4月1日

学長 角山 剛

1 体温測定

毎日の体温を測定し記録して下さい。

- 2 （1）自宅で37.5度以上の発熱あるいは倦怠感、風邪様の症状など、コロナウイルス感染を疑わせる症状が出た場合、または、（2）登校後の発熱あるいは倦怠感、風邪様の症状など、コロナウイルス感染を疑わせる症状が出た場合

（1）の場合

- ① 教職員・学生共に、速やかにEM局に報告し、その後速やかに病院あるいは保健機関で診察を受けて下さい。受診については、厚生労働省の『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』に従って下さい。
- ② 受診後医師の許可が出るまでは自宅待機・療養とし、登校を禁止します。
- ③ 療養期間、経過観察のための自宅待機期間を必ずEM局に連絡して下さい。

（2）の場合

- ① 教職員・学生共に速やかに保健室に症状を連絡し、保健室の指示で検温等を実施した後、学生については保護者に連絡し、下校後は自宅に待機して安静に努め、4日を経ても発熱が治まらない場合には直ちに医師に相談・診察を受けて下さい（厚生労働省の目安に準拠します）。
- ② 医師の診察結果をEM局に報告し、その後は療養あるいは経過観察のため自宅待機とします。
- ③ 授業中に発熱や症状の自覚が出た場合には、直ちに①に従って下さい。当該授業担当教員は、教室の窓を開けるなど速やかに換気に努めて下さい。

3 学内感染者

- ① 感染者が出た場合は、EM局を通じ直ちに学長に報告し、学長はEM局を通じて速やかに学内に周知し必要な措置を指示します。
- ② 学内感染の報告を受けた場合、担当者は濃厚接触者がいないかを確認して下さい。
- ③ 事態の重要性に鑑み、学内を消毒し、学長は休校措置等の検討を指示します。

4 濃厚接触者

- ① 濃厚接触者とされた教職員・学生については、2の措置に準じて行動して下さい。
- ② 家族に感染者が出た場合には濃厚接触者となっている危険性が十分にあります。厚生労働省『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』に従って下さい。

5 行動フローチャート

教職員・学生共に

発熱等の症状自覚 ⇒ 当該症状はいつからかを大学に報告（メールあるいは電話）

⇒ 厚生労働省の『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』に従って医療機関を受診し検査、結果が判明するまで自宅待機（その間も状況報告が義務付けられる）⇒ 結果の報告 ⇒ 医師の指示にて登校・職場復帰判断。

6 六町グラウンド・体育館での授業における対応

発熱等の報告があった場合には容態の軽重にかかわらず帰宅させることを、担当教員は予め学生に周知して下さい。学生から報告があった場合には3の措置に準じます。

以上